

後期高齢者医療制度の財政調整交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 6002万円

1 交付金の概要

後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)が行う後期高齢者医療制度について、国庫助成の一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、後期高齢者医療の財政を調整するために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。このうち特別調整交付金は、広域連合について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、結核性^(注)疾病及び精神病に係る医療給付費が多額である場合に交付されるもの(以下「結核・精神病特別交付金」)や、その経過措置として交付されるもの(以下「結核・精神病特別交付金(経過措置分)」)などがある。

結核・精神病特別交付金の額は、広域連合を組織する市町村(以下「構成市町村」)ごとに、当該構成市町村の被保険者に係る医療給付費を集計するなどして得た額に対して、結核性^(注)疾病又は精神病に係る医療給付費を集計するなどして得た額(以下「結核・精神病に係る額」)の占める割合(以下「結核・精神病に係る額の割合」)に応じて算定されることになっている。このうち結核・精神病に係る額は、診療報酬明細書等(以下「レセプト」)を分類して、傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病が「主傷病」と記載されているもの(以下「主傷病レセプト」)に係る医療給付費を集計したものとされている。

結核・精神病特別交付金(経過措置分)の算定方法は、結核・精神病特別交付金の算定方法とおおむね同様となっている。ただし、結核・精神病に係る額に相当する額を算出する際は、レセプトを分類して、①傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病のみが記載されているレセプトや、傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病を含む複数の傷病が記載され、結核性^(注)疾病又は精神病が主要疾病と判定されたレセプト(両者を合わせて「主要疾病レセプト」)については、その医療給付費を集計することとされており、②傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病を含む複数の傷病が記載され、結核性^(注)疾病又は精神病を主要疾病としないレセプト(以下「副疾病レセプト」)については、医療給付費のうち入院基本料等に係るもののみを集計することとされている。そして、主要疾病の判定は、診療の対象となった傷病のうち点数が最大であるものを主要疾病とすることなどとされている。他方、主傷病レセプトにおける「主傷病」は、医師の判断により記載されるものであり、主要疾病としての判定とは異なるものである。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額

2 検査の結果

福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「福岡県広域連合」)は、平成28年度から令和元年度までの結核・精神病特別交付金の額の算定に当たり、誤って、主傷病レセプトではなく主要疾病レセプトを集計対象としていたため、結核・精神病に係る額の割合が過大となっていた。

また、福岡県広域連合は、平成28年度から令和元年度までの結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額の算定に当たり、傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病を含む複数の傷病が記載されているレセプトのうち結核性^(注)疾病又は精神病に係る点数が総点数の2割を超えるものを、点数が最大の傷病になると見込んで主要疾病レセプトに分類していた。しかし、実際には点数が最大の傷病とはなっていないものが含まれるなどしており、本来、副疾病レセプトに分類すべきレセプトを主要疾病レセプトに分類するなどしていたことから、結核・精神病に係る額の割合が過大となっていた。

この結果、財政調整交付金計2599億7770万円のうち計6002万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

| 部局等 | 補助事業者 (事業主体) | 交付金の種類 | 年度 | 交付金交付額 | 左のうち不当と 認める額 |
|-----|--------------------|----------------------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 福岡県 | 福岡県後期高齢者 医療広域連合 | 特別調整交付金(結核・精神病特別 交付金(経過措置分)等) | 平成28～ 令和元 | 2599億7770万 円 | 6002万 円 |